

28年5月1日

No.124



発行

練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

平成27年分の決算を終えて

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。また、予約日によっては、予約時間よりも大幅に遅れてしまったことをお詫びいたします。今後は予約時間通りに進めるように努力いたしますが、会員の皆様にもご協力いただきたく以下の注意点を述べさせていただきます。

●会計ソフト使用者について

会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は平成二八年四月から平成二九年一月中旬までの期間、数回事務局にお越しいただき、入力内容の確認をお願い致します。また、確定申告が終了したのちは、そのデータをUSB等に保存し、各勘定科目も印刷していただくようお願い致します。(保存期間は7年間となります。)

●摘要の記入について

会計ソフトのデータや帳簿を拝見させていただきますと、日付と金額のみで摘要(内容、支払先等)を記入されていない方が見受けられました。摘要が記入されていないと消費税の課税事業者のうち一般課税を選択している方は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上課税された消費税額から仕入れや諸経費に含まれている消費税額を控除することができませんので、入力や記帳に当たっては必ず摘要を記入するようにしてくださいようお願い致します。

●公的年金等

その年一年分の公的年金等の金額、その金額から控除された源泉徴収税額及び介護保険料等の社会保険料等の記載されている公的年金等の源泉徴収票(二月下旬到着分)は必ずご持参ください。

●介護保険料及び国民健康保険料について

あらかじめその年分の支払額を調べていただくようお願い致します。

●医療費控除について

会員の所得によってはその年において支払った医療費が十万円以下であっても医療費控除が受けられる場合もありますので、その年において医療費の支払いをした方はその医療費の領収書を必ず保存しておき、確定申告時にその領収書をご持参ください。なお、その年ににおいて支払った医療費は、ご自身で病院(交通費を含む。)に集計していただくようお願い致します。

●前年以前3年分の決算書・申告書の持参

前年以前3年分の決算書は本年分の減価償却費、前年以前3年分の純損失の繰越控除や消費税の申告に必要な資料となりますので必ずご持参いただきますようお願い致します。

●減価償却費の計算

減価償却資産については、決算時に計算したのでは、相当時間がかかる場合があります。そこで、平成二八年の秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で平成二八年分の減価償却費の計算もしますので必ずご参加くださるようお願い致します。案内は十月初旬にお出し致します。

なお、車両の買換えをした場合は、前年以前三年分の決算書のほかに、新しく購入した車両の購入価額、自動車保険料、自動車税等、下取りに出した車両の下取り価額などが記載されている資料、さらに新しく購入した車両についてローン組んだ場合にはその借入金等の返済明細書が必要になりますので、買換えをした

方は、必ずこれらの資料をお持ちください。

●減価償却資産と修繕費の判定

業務用建物等の修繕やメンテナンスをしたときには数百万円という出費になる場合があります。その出費については修繕費として全額その年分の経費とすることができるとか建物の改装として減価償却資産にしなければならないのかの判定が必要ですが、事務局の職員ではその判定をすることが困難ですので、平成二八年中に、店舗、事務所、貸家、アパート、マンションなどの業務用建物等の修繕をし、その支出額が高額になる方は修繕費になるのか減価償却資産となるのかをあらかじめ税務署で判定していただくようお願いいたします。

●土地・建物を売却された場合

土地や建物を売却された場合には売却価額が高額になること、税法上の処理も複雑になることも多いため事務局の職員では処理できないことがあり、その場合には税務署で事前に相談していただく必要があります。よって、平成二八年中に土地や建物を売却された場合には必ず平成二九年一月中旬に税務署に相談していただくようお願い致します。

●e-tax等をされた方

e-taxによる送信をされた方、確定申告書等作成コーナーで確定申告書等を印刷して提出をした方は、来年の確定申告時は税務署から確定申告書や決算書などは送付されませんが、予定納税額及び納付書または振替納税についての事項を記載した書類が一月の下旬までに送付されますので、確定申告時には必ずその書類をご持参いただくようお願い致します。なお、決算書は練馬西青色申告会事務局にも用意しておりますので、ご来局の際にお持ち帰りがたくようお願い致します。

●提出用の確定申告書等はボールペンを使用

提出用の確定申告書等の記入にあたり鉛筆で記入されている会員が見受けられます。鉛筆で書かれた確定申告書等は税務署に提出できませんので、必ずボールペン等を使用するようにお願い致します。

●所得税の期限後申告

期限後申告（平成二八年分は平成二九年三月一六日以後）をする場合には青色申告特別控除六五万円などができなくなりますので、確定申告書は必ず申告期限内にご提出いただきますようお願い致します。

●更正の請求

平成二七年分の所得税の確定申告書を提出した後に、平成二八年三月一六日以後に次のような事由があった場合にはその確定申告書の提出期限から五年以内に限り、更正の請求をしてその確定申告書を訂正し、税額の還付を受けることができます。

(1) 申告書を提出した会員に扶養している子や親などの家族や配偶者（他の申告者の扶養親族になっている者、合計所得金額が三十八万円超である者、青色事業専従者に該当するもので給与の支払いを受けているもの、事業専従者に該当するものを除く。）について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除をしていなかった。

(2) 自分が寡婦あるいは寡夫に該当するのに寡婦（寡夫）控除をしていなかった。

(3) 国民年金や国民年金基金、国民健康保険料、労働保険料などの社会保険料の支払いがあったのに社会保険料控除をしていなかった。

(4) 減価償却費の計算をしていなかった。あるいは実際より少なく計算していた。

(5) 平成二七年分の必要経費に算入すべき消費税額、個人事業税額、固定資産税額を必要経

費に算入していなかった。

(6) 平成二七年分の所得金額や納付すべき税額について計算間違いをしていた。

●修正申告

所得税の確定申告書を提出した後に、平成二八年三月一六日以後に次のような事由があった場合にはその申告について更正（税務調査など）を受けるまでは、申告した所得金額や税額等を訂正するために修正申告書を提出することができます。修正申告をした場合には、先の申告が誤ったことについて正当な理由のない限り過少申告加算税が賦課されますが、その修正申告書が税務署の調査によって更正を受けることを予知してされたものでないときは過少申告加算税は賦課されません。（延滞税は課税されます。）

(1) 配偶者控除、扶養控除を受けていた家族のその年分の合計所得金額が三十八万円を超えることがわかった場合。

(2) 売上代金の集金が済んでいないあるいは口座への振り込みがないため、その年分のその未収の売上金額を収入金額に計上していなかった。

(3) 生命保険契約、損害保険契約が満期になったため、満期返戻金の支払いを受けたことにより一時所得の金額が生じたが、なんの処理もしていなかった。

(4) 一六歳未満の扶養親族を控除対象扶養親族として扶養控除を受けていた。

(5) その年分の仕入高、各経費科目や減価償却費を過大に計算していた。

以上のことに注意いただき、来年もより正確な確定申告をしていただきますようお願い致します。

《消費税の計算方法の変更等》

消費税の課税事業者（消費税の確定申告書を提出し、消費税を納付しなければならない方）となった方は、その消費税の計算方法について、一般課税と簡易課税のいずれかの計算方法により納付税額を計算することになりますが、毎年自分の採用している計算方法（一般課税又は簡易課税）で節税できるかどうかの見直しのご相談をしてください。特に、2年以上の期間、簡易課税を選択している方で、翌年中（平成29年中）に店舗の大修繕をする、業務用車両を購入するような場合は、一般課税を選択したほうが良い場合がありますので今年中（平成28年中）に練馬西青色申告会事務局へご相談していただきますようお願い致します。

なお、現時点で採用している消費税額の計算方法の選択の変更期限はその変更しようとする年（平成29年）の前年（平成28年）の12月31日までとなりますのでご注意ください。

新規入会者ガイダンス開催

平成28年4月7（木）午前10時から11時に、新規に入会した会員を対象とした新規入会者ガイダンスが開催されました。

内容は、入会のメリット、青色申告会とは、帳簿記入（記帳）から決算の流れ、簡易帳簿及び複式簿記の記帳方法、会計ソフトについて、青色共済や東京青色傷害保険、がん保険などの各種共済制度についての説明を練馬西青色申告会の職員が説明しました。参加者は18人でガイダンスが終わったあとでひっきりなしに質問がでるなど熱心に講習を受けておりました。

平成28年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成28年度税務職員採用試験」を行います。興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格
 - 1 平成28年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成29年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
 - 1 インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間
 - ・ 平成28年6月20日（月）9時～平成28年6月29日（水）【受信有効】
 - ・ 申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間及び入手方法
 - ・ 平成28年5月9日（月）～平成28年6月29日（水）
 - ・ 人事院ホームページ（国家公務員採用情報NAVI）からダウンロード <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>
 - (注) 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）にも備え付けています（土・日曜日及び祝日を除く9時から17時。）。
 - 2 インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間
 - ・ 平成28年6月20日（月）～平成28年6月22日（水）
 - ・ 郵送：平成28年6月22日（水）までの通信日付印有効
 - ・ 持参：平成28年6月22日（水）17時までの提出に限り有効
 - (2) 受験申込書提出先
 - ・ 希望する第1次試験地に対応する人事院各地方事務局（所）
 - (注) 第1次試験地が東京国税局管内の場合は人事院関東事務局 千330-9712 さいたま市中央区新都心1-1
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間及び交付場所
 - ・ 平成28年5月9日（月）～平成28年6月22日（水）
 - ・ 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）（土・日曜日及び祝日を除く9時から17時）
- ◇ 試験日
 - 第1次試験 平成28年9月4日（日）
 - 第2次試験 平成28年10月12日（水）～平成28年10月21日（金）のうち指定された日時
- ◇ 問合せ先 練馬西税務署総務課（TEL 03-3867-9711）